

度会町広報紙広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、度会町広告掲載要綱（平成25年度会町告示第13号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、町が発行する広報紙（以下「広報紙」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 広報紙に広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン等は、要綱第3条及び度会町広告掲載基準の規定によるものとする。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、広報紙のページ1段とし、町長が指定した位置とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1か月（号）を1単位とし、複数単位に渡る掲載も可能とする。ただし、年度を超えることはできない。

(広告の規格及び掲載料)

第5条 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

広告掲載部分	規格	掲載料
ページ1段3分の1相当	縦48mm×横56mm	1単位 3,000円
ページ1段2分の1相当	縦48mm×横85mm	1単位 5,000円
ページ1段相当	縦48mm×横173mm	1単位 10,000円

(広告掲載希望者の募集)

第6条 広告掲載希望者の募集は、広報紙及び度会町ホームページ等により行う。

2 町長は、募集を行うにあたって、広告主となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申し込み)

第7条 広告掲載希望者は、度会町広報紙広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告原稿等を添えて、掲載を希望する月の30日前までに町長に申し込まなければならない。

2 広告原稿は、広告掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

3 広告の申込みは、1事業者につき1広告とする。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、前条に規定する広告掲載の申し込みがあったときは、第2条の規定に基づき、当該広告掲載の可否を決定する。

2 広告掲載可否の決定は、町内事業者を優先し、申し込みが多数の場合は、抽選により決定する。

3 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に度会町広報紙広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載料は、広告掲載の決定後、町長が指定する期日までに、町が発行する納入通知書により全額納入しなければならない。ただし、町長が認めたときは、この限りでない。

(広告掲載の取り消し)

第10条 町長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催促その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 広告主又は広告内容等が、町の規定に反する状態にあると判断したとき

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、広報紙広告掲載に関して必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年5月1日から施行する。

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第8条関係)